

第81回和光市都市計画審議会会議録

平成30年11月14日（水） 503会議室

第 8 1 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	平成30年11月14日(水)	開会時間	9時55分
会 場	市役所5階 503会議室	閉会時間	10時55分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	中村 英夫 井上 航 鳥井 俊之 熊谷 二郎 富澤 啓二 金井 伸夫 安保 友博 青木 佳男 奥山 直子 深野 靖	岩田 成作	建設部長 小島 孝文 都市整備課長 加山 卓司
			事務局
			都市整備課 主幹 本多 宏己 統括主査 三富 応樹 主任 西田 幸太郎 主任 児島 聡 主事 横田 直人 技師 松本 和恵
			傍聴者 1名
議 案	諮問事項 (1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について (2) 和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について (3) 和光都市計画 地区計画の変更について		

発言者
事務局

議 事

皆様、おはようございます。定刻よりも前ですが、皆様お揃いですので、ただいまから第81回和光市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、事前にお送りさしあげました資料でございますが、表紙に「第81回和光市都市計画審議会」と書かれている資料と、左肩ホチキス止めの「和光都市計画変更概要」でございます。次に当日配布資料として、「諮問書の写し」と左肩ホチキス止め3枚つづりの「報告資料」でございます。

本日は、岩田委員から欠席の連絡をいただいておりますが、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立しております。

和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。なお、本日の諮問事項は公開することに支障がないため、公開とさせていただきます。

本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいましたので、既に入室していただいております。審議中にも傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。

会を進めます前に、平成30年6月1日付けで、前審議会委員の任期満了に伴いまして、新委員の任命がございましたので、幹事の小島建設部長からご紹介させていただきます。

小島建設部長 それでは、お手元の委員名簿の順にご紹介いたします。委員の皆様におかれましては、紹介後に一言挨拶を賜りたくお願いいたします。

初めに、和光市都市計画審議会条例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者の委員ですが、都市計画について専門的知識を有する者として、9期18年にわたり委員を務めていただいた金子委員がご勇退され、この度日本大学の中村英夫教授にご相談したところ、快く引き受けていただきました。中村教授におかれましては、国土交通省のご出身で船橋市などの地方自治体行政の経験もあり、川崎市都市計画審議会委員などを歴任され、和光市との関係においては、現在、駅北口地区の高度利用化検討のアドバイザーとして和光市のまちづくりにご助力いただいております。よろしくお願いいたします。

中村委員 ご紹介いただきました中村でございます。30年ほど、行政の方をやっておりましたけれども、平成28年度から、今の日本大学に移っております。どうぞよろしくお願いいたします。

小島建設部長 続きまして、同じく学識経験委員の埼玉県議会議員の職にある者として引き続きお受けいただきました井上航委員でございます。

井上委員 県議会議員の井上でございます。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 同じく学識経験委員ということで、和光市農業委員会委員の職にある者として引き続きお受けいただきました鳥井俊之委員でございます。

鳥井委員 和光市農業委員会委員の鳥井と申します。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 また、本日はご欠席ではございますけれども、和光市商工会役員の職にあるものとして、岩田成作委員になっていただいております。

次に、同条例第2条第1項第2号委員としまして引き続きお受けいただきました 和光市議会議員の熊谷二郎委員でございます。

熊谷委員 市議会議員の熊谷です。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 同じく、和光市議会議員の富澤啓二委員でございます。

富澤委員 市議会議員の富澤啓二でございます。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 同じく、和光市議会議員の金井伸夫委員でございます。

金井委員 市議会議員の金井伸夫です。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 同じく、和光市議会議員の安保友博委員でございます。

安保委員 市議会議員の安保友博でございます。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 次に、同条例第2条第1項第3号委員の市民の代表として公募により選出されました青木佳男委員でございます。

青木委員 青木でございます。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 同じく、市民の代表として公募により選出されました奥山直子委員でございます。

奥山委員 奥山と申します。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 また、今回は生産緑地地区の変更の審議にあたりまして、同条例第3条第1項の特別の事項を審議するため必要な臨時委員としまして、あさか野農業協同組合和光支店長の深野靖委員でございます。

深野委員 あさか野農業協同組合和光支店の深野と申します。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 深野委員におかれましては、本日の諮問事項（1）「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の審議終了までを任期として、市長より任命されております。

小島建設部長 皆様、ご協力ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、和光市の都市計画において厳粛な審議を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。

事務局 都市整備課課長の加山と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課公園緑地担当の横田と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課計画担当の三富と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課計画担当の西田と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課計画担当の児島と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課計画担当の松本と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、議事に入ります。和光市都市計画審議会は、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定において、会長が議長を務めることになっておりますが、平成30年6月1日付で委員の任命がありましたことから、現在、会長職及び副会長職が空席であります。会長が選出されるまでの間、進行を小島建設部長にかわりますので、ご了承ください。

小島建設部長 僭越ながら、会長が選出されるまで議事の進行役を務めさせていただきます。

只今、説明させていただきましたとおり、今回の改選に伴いまして、現在、会長職に空席が生じてございます。和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は同条例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者の4名の方のうちから、委員の互選により定めるものとされております。今回はいかがでしょうか。委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。

井上委員 私は、前任期まで微力ながら会長職を務めさせていただいていたのですけれども、このたび都市計画の経験や見識ともに豊かな中村教授が委員に任命されましたので、私としては、中村委員に会長になっていただけたらと思います。

小島建設部長 中村委員をご推薦とのことでございますが、皆様ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

小島建設部長 異議なしとの発言がありましたので、中村委員、お引き受けいただけますでしょうか。

中村委員 はい、謹んでお引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

小島建設部長 中村委員が会長に選出されましたので、中村委員におかれましては、会長席の方へお移りいただき

たいと思います。

議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

それでは、会長よりご挨拶を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

中村会長

このたび、会長に選任いただきました中村でございます。和光市の発展につながりますよう当審議会の議事に努めてまいりたいと思います。皆様、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めます。

先ほどの説明にもありましたように、委員の任命に伴いまして、副会長職に空席が生じております。和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、副会長は同条例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者のうちから、委員の互選により定めるものとされております。

そこで、副会長には、今まで会長を務めていらした井上委員を推薦したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

委員一同

異議なし

中村会長

異議なしとの発言がございましたので、井上委員、お引き受けいただけますでしょうか。

井上委員

はい、お引き受けいたします。

中村会長

井上委員が副会長に選出されましたので、井上委員におかれましては、副会長席の方へお移りいただきたいと思います。

それでは、副会長よりご挨拶をお願いします。

井上副会長

副会長職を務めさせていただくことになりました井上でございます。中村会長を補佐して、この都市計画審議会が活発な議論となるよう努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中村会長

それでは、議事を進めてまいります。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、鳥井委員と熊谷委員のお二人を任命いたします。よろしくお願いいたします。

次に、次第の4 諮問でございます。事務局をお願いします。

事務局

それでは、諮問に移りますので、市長代理の小島建設部長よりよろしくお願いいたします。

小島建設部長

和光市都市計画審議会会長様、和光都市計画の変更について 諮問 このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記

のとおり審議に付します。諮問事項（１）和光都市計画 生産緑地地区の変更について、（２）和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について、（３）和光都市計画 地区計画の変更について。

どうぞよろしく願いいたします。

中村会長

それではこれより審議に入ります。諮問事項（１）「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」事務局より説明をお願いします。

幹事

それでは、「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」、ご説明いたします。

「和光都市計画変更概要」を使って説明させていただきます。

一枚めくっていただきまして、「生産緑地地区の変更」A3縦長の資料をご覧ください。資料の右下をご覧ください。今回の生産緑地地区の変更につきましては、変更理由が4つございます。理由ごとに一つずつ説明をさせていただきます。

まず、変更理由①中央第二谷中土地区画整理事業、和光北インター地域土地区画整理事業の換地処分と資料に記載しているものでございます。

こちらは、土地区画整理事業の進捗に伴い変更を行う場合でございます。仮換地指定後、使用収益の開始をもって生産緑地地区を変更することができることとなっております。中央第二谷中地区につきましては、換地処分には至っておりませんが、地区内のすべての画地につきまして、使用収益が開始されております。なお、換地処分につきましては、年内に実施される予定と伺っております。また、北インター地域につきましては、平成30年5月11日に換地処分の公告を実施しております。

これら土地区画整理事業の使用収益の開始及び換地処分を理由に、第48号、第50号、第54号、第55-2号、第57号、第60号、第65号、第135号、第136号、第137号、第138-1号、第138-2号、第140-1号、第140-2号及び第141号生産緑地地区の15地区において、面積及び区域の変更を行うものでございます。

次に、変更理由②でございます。生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことによる変更を行うものでございます。

生産緑地法第10条（生産緑地の買取りの申出）の規定によりますと、生産緑地の所有者は、生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡し、若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができることとされております。

市では、買取申出書が提出された後、庁内各部所へ買取希望の有無を照会いたしましたが、買取りを希望する部署はなかったことから、申出人へ買取らない旨の通知をいたし

ました。その後生産緑地法第13条（生産緑地の取得のあつせん）の規定に基づき、農業委員会の協力を得まして、農業に従事することを希望する方にこれを取得できるよう斡旋に努めましたが、取得希望者はございませんでした。よって、買取り申出の日から起算して3ヶ月以内に当該生産緑地の所有権移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地法第7条から第9条までの行為の制限が解除されております。

このことから、第47号、第69号、第84号、第85号、第92-2号、第98号生産緑地地区の6地区については、各地区の一部の解除に伴う面積及び区域の変更となり、第22号、第151号生産緑地地区の2地区につきましては廃止となります。

次に、変更理由③道路用地として寄付を受けた土地の解除による変更を行うものでございます。

こちらは、土地所有者から土地の一部を道路用地として寄附採納を行いたいとの申し出がございまして、和光市財産規則第6条の規定により、公衆用道路用地として財産を受納した事に伴い、第94号の生産緑地地区において、面積及び区域の変更を行うものでございます。

次に、変更理由④生産緑地地区の追加指定に関してご説明いたします。

市街化区域内の農地は都市化により年々減少傾向を示し、環境保全機能・災害対策機能などを有する生産緑地の果たす役割は益々重要となっていることから、生産緑地地区の追加指定を計画的かつ継続的に行うため、「和光市生産緑地地区追加指定要綱」・「和光市生産緑地地区追加指定要領」に基づき、平成30年6月1日から7月31日まで、生産緑地の追加指定相談・受付を行なったところ、1件の相談がありました。その後調査の結果、要綱第3条第1項に基づき指定が可能と判断したため、和光市下新倉3丁目の第158号生産緑地地区を追加指定を行うものでございます。

以上4つの理由をもとに変更することにより、和光市の生産緑地は、全体で146地区、633筆、面積は約39.36haとなりまして、市街化区域内農地面積59.4haに対しまして、指定率は66.0%となります。

説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中村会長

ただいまの「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

金井委員

変更理由で、②の買取り申出による行為制限の解除されたことによって、現状、当該土地の用途は、どのような用途になっているのでしょうか。あるいは、予定でも結構です。

幹事

現況の土地利用といたしましては、一部開発行為等が行われまして宅地開発が進んでいる地区と、現況のまま、まだ着手されていない地区とがございます。

富澤委員 市街化区域内に農地がある、第一次産業があるということは、大事ではないかと思えます。都市農業振興基本計画においても、都市農地を宅地化すべきものからあるべきものというように変わってきました。生産緑地の2022年問題があり、今後、買取申出が出てくると予測されると思いますが、和光市としては、現状、今後、どのくらいの状況か、もしおわかりでしたら示していただきたいです。

幹事 2022年問題に関しまして、今後どのように取り組んでいくのかということで、農政担当部局と調整協議をさせていただいているところでございます。また、税制等においても特定生産緑地に指定しないと、宅地並み課税の対象になるとされております。こういう制度上の問題を農家の方々に丁寧にご説明をし、意向をきちんと把握した上で、特定生産緑地制度等を活用しながら、保全すべきものとして活かせるよう、周知徹底して参りたいと考えております。

中村会長 他に質問も無いようですので、質疑を終了したいと思います。
それでは、「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

中村会長 ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。
従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。
(1) 生産緑地地区の変更についての審議が終了しましたので、深野臨時委員にご退席いただきますので、暫時休会とさせていただきます。

中村会長 議事を再開します。続きまして、諮問事項(2)「和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について」、事務局から説明をお願いします。

幹事 それでは、「和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について」、ご説明いたします。
先ほど使用しました変更概要の3ページ目のA3の資料をご覧ください。
今回、お示しする案は、上谷津特別緑地保全地区の追加についてでございます。
特別緑地保全地区とは、建築行為など一定の行為を制限することにより、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地・生育地となる緑地などの保全を図り、都市における良好な自然環境を維持するために、都市緑地法に基づいて指定する制度です。

現在、本地区は、上谷津ふれあいの森の一部として、市民の皆様の憩いの場として親しまれているところでございます。また、本地区は、多種多様な樹木で形成され、緑地としての用途に適しており、都市緑地法第12条第1項第3号に合致し、今後も緑地として保全を図るため、特別緑地保全地区として決定するものであります。

この指定により宅地開発等の制限がかかり、良好な自然環境の保全、維持が図られるものでございます。この度の都市計画が決定した後に、公有地化する予定となっております。

以上の変更によりまして、和光市の特別緑地保全地区は4地区となり、面積は約0.83haとなります。

説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中村会長 ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

金井委員 今後、緑地の公有地化を推進するということですが、この特別緑地保全地区について、今後、増やしていく目標や具体的なプランはあるのでしょうか。

幹事 現在、市内にはふれあいの森がございますが、ふれあいの森につきましては継続的に守っていくべき緑地として考えておりますので、地権者から買取申出があった際には、財政的な要素もございますけれども、公有地化について、積極的に進めて参りたいと考えております。

金井委員 それ以外には、現状では、特に計画はないわけですね。

幹事 緑地につきまして、和光市として緑の基本計画等は策定してございます。今後の計画見直しの機会を捉えまして、今後の和光市の守るべき緑地の考え方を改めて整理して参りたいと考えております。

金井委員 それぞれの指定された特別緑地保全地区について、維持管理が必要になるかと思いますが、市民団体に委託して維持管理していくということでしょうか。

幹事 上谷津特別緑地保全地区におきましては、現在もふれあいの森として指定している中で、市民団体の方たちに協働事業として維持管理をしていただいております。特別緑地保全地区に指定された後も継続して、ふれあいの森と一体的な維持管理に努めていただくことで、お願いする予定となっております。

熊谷委員

上谷津ふれあいの森の周辺は宅地造成化されて、住宅が増えて、緑が少なくなっているところでした。どんぐりの小径と併せて、上谷津ふれあいの森については市が買い取るという点について、大変うれしく思っています。金井委員もおっしゃってましたけれども、今後とも、こうした特別緑地保全地区の取得に努めていただきたいと思います。

さて、高木の枝が電線に覆いかぶさるように繁茂していて、今年の台風によって、枝が折れて電線にぶらさがってしまったということがありました。ふれあいの森は他にもありますが、電柱及び電線が通っている箇所はそう多くないと思いますので、普段から維持管理において十分配慮することであったと思います。今回の都市計画の話とは違くなりますが、維持管理の点でどうだったのか伺います。

幹事

特別緑地保全地区及びふれあいの森等、緑地を保全しているところはいくつかございますが、限りある予算の中で、危険性が高いところ、隣地に枝が越境しているところを中心に、剪定等を行って参りました。今、委員からお話がありましたように、先日の台風で、実際に枝が折れて停電が発生したということもございましたので、今後は、更に、電線及び周辺地域に影響を及ぼすところ、危険箇所をよくよく確認した上で、徹底した維持管理に努めて参りたいと思っております。

富澤委員

特別緑地保全地区に指定したということは、開発行為が制限されるということは承知しているのですが、地権者がやむを得ない理由で手放さなければならない事由が発生した場合は、特別緑地保全地区は解除されるおそれはあるのでしょうか。

幹事

今回の上谷津特別緑地保全地区におきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、公有地化する予定となっております。ただし、市内の他の特別緑地保全地区については、一部まだ私有地のところがございます。そちらに関しましては、所有者の方から、買取申出がございましたならば、基本的には、市がそれを買い取ると定まっておりますので、そのような手続きの中で保全を継続的に行っていく地区であると考えております。

鳥井委員

今、この特別緑地保全地区の中で公有地化されているところと私有地の部分があるというお話だったかと思いますが、公有地と私有地で、維持管理の点における違いというのは、あるのでしょうか。

幹事

私有地か、公有地化されたところかの違いによって、特に維持管理の違いというのはございません。現在、私有地のままで特別緑地保全地区に指定しているところに関しましては、所有者様が自ら維持管理をしたいというご意向がありましたので、基本的には所有者様に維持管理をしていただいているのが、現状でございます。

鳥井委員 何か災害等が発生したときに、民有地の場合、市の方ではどのような対応ができるのでしょうか。

幹事 民有地における災害に対して、特別緑地保全地区として指定している以上、ある程度、市としての協力は必要ではないかと思っております。しかし、基本的には所有者様のご意向で管理をしているということですので、大部分においては、管理をしている者が責任を負わなくてはならない部分も発生するかと思っております。

安保委員 確認ですけれども、先ほど、今回の追加指定の特別緑地保全地区の維持管理については、市民団体との協働によって行われ、民有地の部分に関しては、地権者さんが自ら維持管理をしているところがある、ということでした。今後、民有地の買取申出があるまでは、市の支出予算としては変更はなくて、買取申出があった時には、その部分の維持管理をどのようにするのかは今後検討すべきことであるかと思いますが、維持管理の支出についての見通しをお伺いします。

幹事 維持管理の支出につきましては、先ほども説明させていただきましたとおり、市民団体の方々に、委託というかたちで支出しているのが現状でございます。今後についても、市民団体の方から継続のお話をいただいておりますので、今後の支出が変更となる見通しは、現状特にございませぬ。

青木委員 特別緑地保全地区の活用はどのようになっているのか、あるいは今後、更に活用を促進していく方法をどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

幹事 特別緑地保全地区におきましては、市民団体の方に維持保全をしていただいておりますけれども、場所によっては、公開日を設けて、実際に市民の方たちに中に入っていく機会等を設けている箇所がございます。また、特別緑地保全地区は、基本的には現況をそのまま維持しているため、場所によっては、安全な通路等が整備されていない箇所や、急傾斜な箇所がございます。そういう箇所に関しましては、なかなか自由に入ってくださいという環境が整っておりません。市民が親しめる機会等を今後増やしていけたらと考えてはおりますけれども、現状を維持をしていくことが、この特別緑地保全地区の一つの大きな目的でございますので、その辺とのバランスをとりながら、市民の親しむ機会等を考えて参りたいと思っております。

中村会長 他に質問等無いようでございますので、質疑を終了いたします。
それでは、「和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について」、採決いたします。和光市

都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし

中村会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。
従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申をいたします。

中村会長

続きまして、諮問事項(3)「和光都市計画 地区計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

幹事

それでは、「和光都市計画 地区計画の変更について」、ご説明いたします。
変更概要の4ページ目のA4の資料をご覧ください。
和光市駅南口地区地区計画は、平成4年4月25日から運用を開始しております。平成12年1月14日の丸山台の住所の変更による地区計画の変更を最後に現在に至っております。
今回の変更は和光市駅南口地区地区計画の「建築物の用途の制限」の変更を行うものでございます。
「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより用途地域に「田園住居地域」が新設されました。このことを受け、「建築基準法 別表第2 用途地域等内の建築物の制限」において、項ずれが発生しました。その建築基準法 別表第2を参照している和光市駅南口地区地区計画の建築物の用途の制限の「同表(ち)項第2号」から「同表(り)項第2号」に変更するものでございます。
説明は以上となります。
それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

中村会長

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。法律改正に伴う形式的な修正ということでございますが、特段ございませんでしょうか。

熊谷委員

建築基準法別表第2の表で、改正前は全て「建築してはならない建築物」ですが、改正後の(ち)については、「建築することのできる建築物」となっています。これについて、説明いただけたらと思っております。

幹事

建築基準法別表第2の中での表現でございまして、別表そのものが、そのような表現とな

っております。そのため、地区計画の内容で変えることができるものではございません。
なお、この表現の違いについては、私どもの方では把握はしておりません。

中村会長

他に質問も無いようですので、質疑を終了したいと思います。

それでは、「和光都市計画 地区計画の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし

中村会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。

従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申をいたします。

中村会長

諮問事項については、以上となります。次回の審議会の日程、その他について事務局から報告はありますでしょうか。

事務局

次回の都市計画審議会の日程については、未定ですが詳細が分かり次第、ご連絡しますのでよろしくお願いたします。

また、事務局より、「和光市アーバンアクア公園の愛称決定及び一部利用開始について」、「和光北インター地域土地区画整理事業の換地処分の公告について」、「中央第二谷中土地区画整理事業の換地処分の公告（予定）について」のご報告があります。よろしいでしょうか。

中村会長

よろしくお願いたします。また、審議委員の皆様におかれましては、事務局報告事項につきましては、審議内容ではなく、質疑は致しませんのでご了承いただきますようお願いいたします。

幹事

それでは、まず報告事項（1）「和光市アーバンアクア公園の愛称決定及び一部利用の開始について」ご報告させていただきます。

和光市アーバンアクア公園は、住民のスポーツ・レクリエーション等の憩いの場として、埼玉県荒川右岸流域下水道終末処理場の上部を利用させていただきまして、平成26年度から整備に着手しております。一部利用開始にあたりまして、和光市アーバンアクア公園の愛称を募集しました。募集した結果、愛称は『和光スポーツアイランド』と決定いたしました。応募者が愛称を付けた理由といたしましては、「下水道処理場の上部を利用しており、周囲から高い位置にあり、遠くから見ると島のようなので、『アイランド』とし、それに和光スポーツを合わせました。また、この地域は、縄文時代は海だったという歴史上の記録もあり、『アイランド』はぴったりだと思います。」とのことでした。

歴史上の記録もあり、『アイランド』はぴったりだと思います。」とのことでした。

平成30年10月20日から、土日祝日のみの利用ではございますが、一部利用開始し、開始当日は一般見学会を開催し、来場された方々に施設をご利用いただきました。供用開始した施設といたしましては、野球場1面とテニスコート5面、芝生広場、管理棟、駐車場、駐輪場でございます。引き続き、早期全面供用を目指し、整備を進めて参りたいと考えております。

「和光市アーバンアクア公園の愛称決定及び一部利用の開始について」は、以上でございます。

次に、報告事項(2)「和光北インター地域土地区画整理事業の換地処分の公告について」報告させていただきます。

当地区につきましては、東武東上線和光市駅から北に約1.6km、東京外かく環状道路の和光北インターチェンジと国道254バイパスが接する松ノ木島交差点の周辺にあり、広域交通の結節点にある交通利便性の高い地域にあります。

平成21年に和光北インター地域土地区画整理組合を設立し、業務代行方式を採用し、業務代行者を戸田建設・大和ハウス工業に選定しております。施行面積約18.2ha、総事業費は約56億円、減歩率は30.26%となっております。

広域交通インフラを有効に活用した新産業・物流などの産業拠点として都市的土地利用を図っており、日本郵便や佐川急便、JESなどの事業者が進出しております。

和光市の北の玄関口の顔に相応しいまちづくりを実現し、事業認可から8年半という年月を経て、今年度の5月11日に換地処分の公告、11月6日竣工となりました。

「和光北インター地域土地区画整理事業の換地処分の公告について」は以上でございます。

次に、報告事項(3)「中央第二谷中土地区画整理事業の換地処分の公告(予定)について」ご報告いたします。

中央第二谷中土地区画整理事業の区域は、和光市のほぼ中央に位置し、東西約0.5km、南北約0.5kmの面積約25.5haで、総事業費は約146億円、減歩率は25.32%となっております。地区内2,500人としている人口計画も、現在では、3,000人を超え、計画を大幅に上回っており、賑わいをみせています。

土地区画整理事業により、地区内にある都市計画道路の宮本清水線、諏訪越四ツ木線を整備し、公園を5つ整備しました。

駅から近接しており、健全かつ良好な環境を有するまちづくりを実現し、事業認可から26年という年月を経て、年内に換地処分の公告を予定しております。

「中央第二谷中土地区画整理事業の換地処分の公告(予定)について」は以上ござい

報告事項を終了いたします。


中村会長

報告ありがとうございました。それでは以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、第81回和光市都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

以 上

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

平成30年12月26日

議事録署名委員 熊谷二郎 

議事録署名委員 鳥井俊之 